

令和元年

南三陸町議会会議録

第4回臨時会 5月22日 開 会
5月22日 閉 会

南三陸町議会

令和元年5月22日（水曜日）

第4回南三陸町議会臨時会会議録

令和元年第4回南三陸町議会臨時会会議録第1号

令和元年5月22日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

会 計 管 理 者	三 浦 清 隆 君
総 務 課 長	高 橋 一 清 君
企 画 課 長	及 川 明 君
震 災 復 興 企 画 調 整 監	橋 本 貴 宏 君
管 財 課 長	三 浦 勝 美 君
町 民 税 務 課 長	阿 部 明 広 君
保 健 福 祉 課 長	菅 原 義 明 君
環 境 対 策 課 長	佐 藤 孝 志 君
農 林 水 産 課 長	千 葉 啓 君
商 工 観 光 課 長	佐 藤 宏 明 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 港 担 当)	田 中 剛 君
復 興 推 進 課 長	男 澤 知 樹 君
上 下 水 道 事 業 所 長	佐 藤 正 文 君
総 合 支 所 長	佐 久 間 三 津 也 君
南 三 陸 病 院 事 務 長	佐 藤 和 則 君
総 務 課 課 長 補 佐 兼 総 務 法 令 係 長	岩 淵 武 久 君

教育委員会部局

教 育 長	齊 藤 明 君
教 育 総 務 課 長	阿 部 俊 光 君
生 涯 学 習 課 長	大 森 隆 市 君

監査委員会部局

事 務 局 長	三 浦 浩 君
---------	---------

選挙管理委員会部局

書 記 長	高 橋 一 清 君
-------	-----------

農業委員会部局

事 務 局 長	千 葉 啓 君
---------	---------

事務局職員出席者

事務局 長	三浦 浩
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小野 寛和

議事日程 第1号

令和元年5月22日（水曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第62号 工事請負変更契約の締結について
- 第 8 議案第63号 工事請負変更契約の締結について
- 第 9 議案第64号 工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

元号が令和になりまして、最初の議会になります。本日も活発なご発言を期待いたします。

本会議前に、当局より人事異動に伴い議場出席課長等の異動がありましたので議会に紹介したい旨の申し出がありました。これを許可しております。

総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。

新年度最初の議会でございますので、人事異動に伴いまして新たに着任いたしました議会出席の職員をご紹介させていただきたいと思っております。

初めに、特別職でございますが、教育長齊藤 明でございます。（「よろしく願います」の声あり）任期は、令和元年11月18日となっております。よろしく願います。

続きまして、一般職の議会出席管理職でございます。生涯学習課長大森隆市、（「よろしく願います」の声あり）前職図書館長でございます。

管財課長三浦勝美、（「よろしく願います」の声あり）前職生涯学習課長でございます。

上下水道事業所長佐藤正文、（「よろしく願います」の声あり）前職管財課長でございます。

以上、どうぞよろしく願います。

○議長（三浦清人君） ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、5番後藤伸太郎君、6番佐藤正明君を指名いたします。よろしく願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、令和元年第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り感謝を申し上げます。

令和という新たな時代を迎え、その第1回目となる会議であります。この時代におきましても、引き続き東日本大震災からの復興完遂はもとより本町の発展に尽力してまいりたい所存でありますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

それでは、平成31年第3回臨時会以降における行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、文化庁による日本遺産への認定についてご報告を申し上げます。

地域資源の保全及び広域活用を目的に、涌谷町、気仙沼市、陸前高田市、平泉町及び本町で構成する日本遺産申請に係る連絡調整会議、その事務局である涌谷町教育委員会により本年1月文化庁に申請しておりました「みちのくゴールド浪漫、黄金の国ジパング、産金はじまりの地をたどる」が、今般、令和元年度日本遺産に認定され、去る5月20日、東京国立博物館において認定証の交付がなされました。この日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを地域の遺産として、文化庁が平成27年度から認定しているものであり、本町からは奥州藤原文化との歴史的なつながりとして「田東山経塚群」と、袖浜の荒澤神社に伝わる「紺紙金泥大般若経」が構成文化財として登録されたもの

であります。今年度は、全国から72件の申請中16件が認定され、平成27年度からの認定総数は83件となっているものであります。今後におきましては、涌谷町を中心とする構成市町により協議会が発足され、日本遺産の認定を活用した指定文化財の保全整備等が協議されるとともに、あわせて地域振興や広域的な観光振興に資する取り組みについて関係機関の協力を得ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、役場庁舎内におけるカフェの設置に係る財産の貸し付けの解除についてご報告を申し上げます。

平成29年第6回定例会において「適正な対価なくして財産を貸し付けすることについて」として可決いただいた特定非営利活動法人びば南三陸への財産の貸し付けについては、当該カフェ事業の不振に基づく相手方からの申し出により、平成31年3月31日をもって解除いたしました。今後におきましては、来庁者や職員の購買の動向等を踏まえ、カフェスペースに飲料販売機を設置することとしており、引き続き本庁舎1階マチドマが住民の皆様の交流・憩いの場として有効活用なされるよう対応を図ってまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時06分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今回、工事関係等の行政報告はありませんので、これで行政報告を終わります。

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三浦清人君） 日程第5、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第1号専決処分の承認を求めることについて

てをご説明申し上げます。

本案は、平成31年3月30日付で専決処分を行った南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） おはようございます。

それでは、承認第1号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正文は、議案書の3ページから13ページまでとなります。

新旧対照表は、議案関係参考資料の4ページから35ページまでとなります。

今回の改正は、国から示された条例の例をもとに作成したものでございますが、施行期日等の関係から現行条例と一部改正条例を改正するため5条建てとなっております。また、附則に経過措置を設けております。この、5条建てにつきましては、各条関連づけてご説明することが難しいことから、1条ごとの詳細な説明は省略いたしまして、改正文と新旧対照表につきましては後ほどご確認をいただくこととして、改正の概要についてご説明させていただきたいと思っております。なお、ここでの説明につきましては、基本的には3月28日の全員協議会でご説明させていただいたものと変わりございませんので、できるだけ簡単にご説明を申し上げますが、ボリュームが大きいことから少し長めになりますことをあらかじめご了承くださいと思っております。

それでは、議案関係参考資料の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

まず、1の条例改正の理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴いまして、個人町民税、固定資産税及び軽自動車税等の改正を行うため、細目を定める必要がありますことから、南三陸町町税条例等の一部を改正したものでございます。

次に、2の条例改正の概要です。

1の個人町民税からになります。

①のふるさと納税につきましては、寄附金の募集を適正に実施する団体が返礼品を送付する場合は、返礼割合を3割以下の地場産品とした市町村の申請に基づきまして総務大臣が指定

し特例控除の対象とするよう制度を見直しすることになり、関連する条例を改正いたしました。二重丸の太字になっている部分が、条例一部改正の対象となった条項でございます。ここでは、条例第34条の7 寄附金全額控除、関連して附則第7条の4、附則第9条、附則第9条の2を改正いたしました。施行期日は平成31年6月1日でございます。なお、この条例を太字で表示しているのにつきましては、これ以降も同様に改正条項を示しておりますので、後ほど改正文新旧対照表をご確認いただきたいと思います。また、元号が平成となっておりますが、これは政令の公布日から施行日前までに作成する文書に改元日以降の元号を表示する場合について、元号法の規定によりまして平成を用いることになっているためでございます。

続きまして、②の住宅ローン控除の拡充に伴う措置につきましては、消費税率の10%が適用される住宅取得等に係る対応として、ことし10月1日から来年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用することになり関係条例を整備しました。条例附則第7条の3の2の改正で、施行期日は平成31年4月1日です。

③の単身児童扶養者の非課税措置への追加につきましては、所得が低いひとり親家庭における子供の貧困に対応する観点から非課税措置を講じるものです。これは、現行では前年の合計所得金額が125万円に満たない寡婦に対する町民税は非課税となる寡婦控除と同じ扱いとするもので、平成30年度税制改正によって平成33年度以降分は合計所得金額が135万円になることから関連する条例を整備しました。条例第24条の個人町民税の非課税範囲の改正で、施行期日は平成33年1月1日です。

④のその他については、全員協議会では説明を省略した部分になります。確定申告書の記載事項の見直しに伴う所要の措置については、前年に支払いを受けた給与で年末調整を受けた者が町民税を申告する際の申告書記載事項を簡素化しました。そのほか、申告の簡素化に関する規定を整備しました。条例第36条の2、条例第36条の3の2、条例第36条の3の3の改正でございます。施行期日は平成32年1月1日です。

2の固定資産税です。

①、②ともに全員協議会では説明を省略した部分になります。

①の地域決定型地方税制特例措置はわがまち特例に関するもので、改正内容は引用条項の項ずれによる改正になります。条例附則第10条の2で規定する法則第15条の2第1号等の条例で定める割合ですが、これがわがまち特例でその改正になります。施行期日は平成31年4月1日です。

②のその他の高規格堤防に係る減額措置については大川が対象となり、おおむね首都圏、近畿圏のスーパー堤防が限定ですので、本町では該当がございません。

次の、2ページをお開きください。

3の軽自動車税です。これまでの改正で、軽自動車税は種別割に変更され、都道府県税である自動車取得税のうち軽自動車分が環境性能割となり、軽自動車税は種別割と環境性能割の2種類になることが決定しておりました。今回の改正は、消費税が10月1日から10%に引き上げられるに伴う見直しですが、施行期日等の関係から4条建てとなっております。この①から⑤までの改正点をまとめますと、次のページのようになります。

次の、3ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正では、大きく分けて2点に整理ができます。1点目は、①の軽自動車税及び種別割のグリーン化特例、2点目は下段②の環境性能割の臨時的軽減措置でございます。この2つの改正点について、この表でご説明したいと思います。この表のどの区分におきましても、税率そのものには変更がございません。

①の軽自動車税と軽自動車税種別割のグリーン化特例からでございます。左側の旧税率の欄をごらんください。初回車両番号指定が平成27年3月31日以前のもは旧税率が適用となり、三輪の3,100円から四輪の乗用で最大7,200円までの税率になります。その隣の新税率の軽減なしの欄をごらんください。初回車両番号指定が平成27年4月1日以降のもは新税率が適用となり、三輪の3,900円から四輪の乗用で最大1万800円までの税率でございます。右端の重課の欄をごらんください。初回番号指定から13年以上経過したものが2割増しとなる重課の規定は変更がございません。中ほどの、新税率のグリーン化特例の欄をごらんください。グリーン化特例とは、排ガス性能と燃費性能等によって税率を75%、50%、25%の3段階で軽減する制度でございます。税金を軽減することで購入意欲を維持し、排ガス性能や燃費性能のよい車の普及を目的としています。その下の囲みの軽減税率の対象の区分の欄をごらんください。まず、グリーン化特例の対象となる車両の区分でございます。排ガス性能、燃費性能の欄に記載している適合基準を達成した車両に限りグリーン化特例が適用されますが、このうち（ア）の75%軽減は電気自動車等に限定して、平成35年度まで延長になります。なお、平成31、32年度につきましては現行の延長となります。（イ）の50%軽減と（ウ）の25%軽減は、現行のガソリン車の区分になりますが、こちらの特例は平成32年度まで2年間延長となるというものでございます。なお、重課につきましては、電気自動車等は対象外となります。

最下段の②需要平準化対策に係る軽自動車税環境性能割の臨時的軽減についてをごらんください。軽自動車税の環境性能割については、新車、中古車に限らず50万円以上の自動車の取得価格に燃費性能等に応じた税率を乗じて課税されます。このうち、電気自動車等で燃費基準値達成度等が平成32年度燃費基準プラス20%達成のものについては非課税、その他のものについては1%または2%の税率となります。この環境性能割については、消費税の対策として平成31年10月1日から平成32年9月30日までに取得した場合については、税率が1%軽減になるというものでございます。

恐れ入りますが、前のページ、2ページにお戻りいただきたいと思います。

4の法人町民税です。

①の法人町民税の申告納付については、資本金1億円を超える大法人について電子情報処理組織による申請書の提出が義務化されたことに伴うものでございます。また、電気通信回線の故障や災害等で電子情報処理組織による申告が困難であると認められる場合の措置を規定するものでございます。

5のその他です。その他として、これまでご説明申し上げました改正以外では法改正による引用先の条項ずれ、項の繰り下げ、引用条項のずれ、用語の整理等をしております。

冒頭に申し上げましたとおり、改正文は議案書の3ページから13ページに記載されたとおりでございます。また、議案関係参考資料の4ページから35ページまでが新旧対照でございまして、ただいま申し上げました改正内容を比較したものとなっておりますが、詳細につきましてはご説明を省略させていただきますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。

2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋です。

参考資料の3ページ、税率、それから金額が書かれていますけれども、前回の定例会のときにスマートモビリティの話がありまして、実証実験をするというようなことですが、これはどうなんですか、軽自動車扱いとして課税対象になるものなのか。スマートモビリティ、これから日本も高齢化社会が進んでいって、高齢者の方、昨今子供を巻き込んだ事故とかも発生していますし、全国的にスマートモビリティはこれから普及していくと思っております、当町におきましても交通手段が限られている中ではやはりスマートモビリティ、私は前向きに進めていくべきだと思っております。このスマートモビリティはどういう扱い

になるのか、この税制に対してですね、お聞かせいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 試験運用ということで、恐らくなんですけれども、自治体で所有するような形になるのかと思われまじけれども、自治体につきましては非課税扱いになりますので、それ以前に税金がかからないという取り扱いになるかと思われまじけれども、その所有の状態によって変わってくるかと思われまじ。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 何点かお伺いします。

まずもって、ただいまの説明ですと、令和なんですけれども平成32年、5年という数字が使われていることは、国からの指導であるとの説明でしたけれども、果たしてそれはいつまで、今、令和の時代なんですけれども、使うことができるのか、その辺と、それから参考資料の3ページなんですけれども、旧税率と新税率が載せてあります。グリーン化特例使った場合ですと、75%軽減と50%軽減、25%軽減がございます、それぞれ。この内容をなぜ75%、50、25とあるのか、その説明をもう少し詳しくお伺いします。それから、古くなればなるほど高くなるわけなんですけれども……13年以上経過したものが高くなる、120%になりますけれども、13年、15年、20年と仮に乗った場合、この13年以上全てに該当するのか。車がいいと20年くらいはざらに乗る、私もそうなんですけれども、乗りますけれども、全てこの額でいくのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まず、1点目の令和につきましては、既に改元になっておりますので、これからは令和が使われると思われまじ。

それから……、税率、75、50、25の違いなんですけれども、軽減税率の対象の区分のところでは排ガス性能と燃費性能という書き方がされているところがあると思われまじけれども、その排ガス規制の対象度合いによりまして軽減される率が違うということで、わかりやすく言うと、車の後ろのステッカーで、シール張られていると思われまじけれども、4つ星、3つ星、2つ星とかっていう区分があると思われまじけれども、その性能の割合によって環境に負荷が少ない物については軽減税率が高いとお考えいただきたいと思われまじ。

それから、13年以上超過した物については、一律この税額になるということで、古い車が趣味の方もいらっしゃると思われまじですので、その方についてはずっとそういった税金がかかると思われまじ。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、車屋さんで排ガスの検査をするのではなくて、そのステッカーを目印で決めるという見方でよろしいでしょうか。ステッカーという物はどこからもらうのか。製造時点でそれがついてくるのかどうなのか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） ただいまのご質問につきましては、登録された車両ごとに検査されておりまして基準が定められておりますので、ステッカーはあくまでも目安ということでお考えいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 一つ確認をさせていただきたいんですが、これ、この消費税対応のような感じがするんですけれども、消費税を上げるためにこういうような対応がなされるのかなと思うんですが、消費税が上がらなかつたらどうなるんですか。今、いろいろと、朝晩に飽きるぐらい今いろいろやっているようなんですけれども、上げる上げないって。これ、上がらなかつたらどういう対応になるんですかね。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） これは前提でつくっておりますので、上がらないときはまた別な対応になると思います。

○議長（三浦清人君） 10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると、上がらないとまた見直しするわけですか。これ、このように今回改正するということは、逆に言ったら必ず上がるんだというような証にもなるんですよ。しかし、国では今どうするかって思案中なんですよ。いろいろなものが絡んでね。特に7月のことなんか絡んでね。その辺、どうなんですか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 今回につきましては、軽自動車税だけでなくほかの自動車全体にかかる国税、県税、市町村税とそれぞれが絡み合って制度改正されておりまして、5年ほど前から税率改正につきましては、消費税の問題だけでなく、自動車の所有から保有に対応するような改正、最近車を所有する方少なくなってきました、あと若者の免許離れといいますが自動車離れが進んでいるというところもございまして、所有から保有する形態、トヨタの高級車レクサスなんか月額10万円くらいで借りられるみたいな感じになっておりまして、そういった車の所有形態、自動車産業にかかわっている方々は非常に多ございますの

で、それらを含めまして全体的な見直しを全国的に行ったというところの結果でこういうことになっておりますので、消費税以前の問題があるというところをご理解いただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 車のことだけじゃないんですよね、消費税対応は。個人町民税の②の住宅ローン控除も、これも消費税対応になっているんじゃないですか。だから、聞きたいのは、先ほど答弁もらったんだけど、上がらなかったら、後で上がらない場合は見直すんですね。それでいいのか悪いのかです。そうするのকাশないのかです。上がらなかった場合。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） しかるべき対応をすることになると思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 税制に関しては国からのある程度の指示があって、それで町の条例を改正していくということなんで、私も税制に関してはいろいろな、県税とかいろいろなところに行ったときに聞くんですけども、基本的には国からのお達しなのでこれはどうしようもないと、そういった状況と私は捉えています。そういった中で、今、ふるさと納税が全国的な話題になっています。我が町に関しては、返礼品3割ということを厳守しながらふるさと納税の確保に取り組んでいるとは思いますが、今現在、この間の3割以上の返礼品ということで問題になったところでは400億円とか、ある町では150億円とか、そういったふるさと納税の納税額となっていますが、今現在、我が町でのふるさと納税の額、その辺、わかったら教えてください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 詳細な資料は持っていないのであれですが、おおむね3,000万円前後で毎年、額とすれば推移をしているところでございます。昨年度も、3,000万円弱ですが、29年度が2,700万円ほど、昨年度はそれを若干上回った程度だったと思いますが、同じくらいのレベルで推移をしていると。ただ、寄附者の件数は29年度から比べますと30年度は1.6倍くらいの件数になってきているということで、本来の趣旨、いわゆる地方を応援するという趣旨の寄附から返礼品目当てでの寄附行為に大分変わってきたなといったような実感は持っています。国のほうもそれを危惧して、こういったいわゆる総務省による認定制度といいますか、いうことに転換してきたというものだと思います。当町も、先月たしかマスコミ等でも報道されていますが、令和2年の9月末までの認定を受けたというところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町でもふるさと納税のあり方、この全国に納税してくれる方の告知として新たな取り組みをしたような気がしました。気仙沼市でも、新たな取り組みの中で税収の拡大が顕著に見られますが、南三陸町においては今回、昨年度と比べてもある程度は上昇していますが、この3,000万円前後の額というのは、我が町のような状況の中では妥当なふるさと納税の納税額なのでしょうか。もっともっと形を変えていけば、町の税収のプラスになるような税収になっていけるのかなと思いますが、その辺、町の今後の考え方としてはどのようなことを考えていますか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 多ければ多いほどいいかという問題でもないと思うんですが、それなりに経費もある程度かかってきますし。ただ、関係している、関係人口といいますか、そういったことをふやすということは町としても非常に大事なのかなと思います。そういった中でも現在のふるさと納税の寄附行為をする窓口の部分、もう少しチャンネル数をふやしていくとか、そういった検討は内部で現在行っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 返礼品に関しては、納税してくれる方は返礼品目当てではないと、先ほど課長も言っていましたが、ふるさとに支援したいということの意味合いのふるさと納税というような課長の考えでしょうか、基本的にはやっぱり納税したらよい物をもりたいというのは国民意識、納税者意識としてありますので、もっともっと税収が高まるような取り組み、私はちょっと欠けているのかなと思いますので、その辺、町の税のプラスになる部分です。その辺、あと住民サービスにもつながる、いろいろな面でこのふるさと納税の活用が大きい、町の事業としてもその税額の部分がプラスになって住民の環境が整う、そういったところにつながっていきますので、もっともっと税収の増加に向けて町には努力していただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより承認第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三浦清人君） 日程第6、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第2号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成31年3月30日付で専決処分を行った南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますのでよろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、承認第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正文は、議案書の16ページです。

新旧対照表は、議案関係参考資料の37ページから39ページまでとなります。

改正内容につきましては、議案関係参考資料で説明させていただきたいと思っております。

議案関係参考資料の36ページをお開きください。

1の条例改正の理由です。地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）が平成31年3月29日付で公布され同年4月1日に施行されることに伴いまして、国民健康保険税の課税限度額の見直しと軽減拡充の措置等を講ずる必要があることから今回の改正となったものでございます。

2の条例改正の概要でございます。主な内容につきましては、3月28日の全員協議会でご説明させていただいたものと変わらないものでございます。

まず(1)は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、平成31年度から61万円に引き上げたものでございます。中段の参考資料の一つ目の丸、国民健康保険税の課税限度額をごらんください。国民健康保険税の課税限度額は基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つに区分され、それぞれ課税限度額が設けられておりますが、このうち基礎課税分の限度額が最も大きく現行では58万円に設定され、後期高齢者医療支援金分は19万円、介護納付金分は16万円で、合計93万円が現行の課税限度額です。この改正は、この基礎課税分を3万円引き上げて61万円とするもので、課税限度額の合計は3万円増の96万円となります。

次に、条例改正の(2)は、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数の数に乗すべき金額を28万円に、2割軽減では51万円に引き上げたものでございます。

下段の参考資料をごらんください。

5割軽減の基準額の計算において被保険者数に乗ずる金額を27万5,000円から28万円に引き上げ、2割軽減基準額においても同様に控除における被保険者数に乗ずる金額を現行の50万円から51万円に引き上げることにしたものでございます。施行期日は平成31年4月1日でございます。

以上、細部説明とさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長(三浦清人君) これより、質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番(及川幸子君) それでは、1点ご質問いたしますけれども、この算定3万円、58万円から61万円に3万円上がるわけなんですけれども、この上がる根拠ですね。隣接町村などの対象にしたのか、わかっている範囲でいいですので、当町はこの額ですけれども、登米市、気仙沼市その辺などはどの程度のアップ率なのか、わかっている範囲でご説明願います。

○議長(三浦清人君) 町民税務課長。

○町民税務課長(阿部明広君) 先ほどご説明いたしましたけれども、地方税法等の施行令で一律に3万円と規定されておりますので、確認はしてございませんが、ほぼその額で改定されているものと思います。

○議長(三浦清人君) ほかに。9番今野雄紀君。

○9番(今野雄紀君) 1点だけ伺いたいと思います。

今回61万円になって、この該当する部分というか、当町ではどのくらい影響があるのか、その点だけ1点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 限度額の改正での影響額なんですけれども、平成29年分の所得ベースで計算いたしますと、超過世帯は8世帯減少しまして98世帯となります。それから、軽減世帯のほうは5割と2割の軽減を合わせまして12世帯が増加します。金額的にお話ししますと、差し引きで298万円増収になるという計算でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより承認第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第62号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第62号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第62号工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、平成29年度寄木漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第62号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料41ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度寄木港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町歌津寄木漁港内です。

40ページに、主な変更内容と変更額等を記しています。

査定番号6141号、防潮堤の水門1基、陸閘1基をそれぞれフラップ式ゲートに変更することにより、その製作、据えつけ費が5,053万2,000円の増額です。また、ゲート形式の変更に伴い水門及び陸閘取り付け部の防潮堤本体の構造が変わることにより、その施工について3,727万7,000円の減額です。さらに、臨港道路延長7メートルを追加することにより4,069万5,000円の増額です。

以上、合計5,441万5,000円の増額です。

42ページは、工事平面図です。それぞれの施設の位置等をご確認願います。

以上で、細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

内容をお伺いしますと、フラップゲートに変更したからこの5,400万円がオーバー、追加ということなんですけれども、最初からよそのもフラットゲートのほうが率がいいということをやっていた経緯がありますけれども、ここはそれが当初は考えがなくて、今ここで追加になるわけですけれども、プラマイが結果的には追加になったんですけれども、この漁港の道路4,000万円などはフラップゲートにしたために必要になったのか、最初からここは予定になくて今度追加になったのか、その辺と、なぜ最初からフラップにしなかったのか。地元の要求があったのかなかったのか、その辺、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 本工事は、災害復旧工事ということでございまして、当初設計におきましては災害復旧は原形復旧が基本でございまして、かつてありましたいわゆるスライド式、横引きゲートを当初設計で見込んでおりました。その後、県あるいは国と協議を重ね、今回フラップ式ゲートに変更するものでございまして。また、臨港道路につきましては当初設計段階で見込まれておりましたが、いわゆる、ここはボックスカルバートの構造でございましてその部分の設計が未了であったため、当初設計においては計上さ

れていなかったということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明でわかりましたけれども、当初設計によらないこの漁港道路、これらは町民の地元の人たちには理解を得られて、用買などはスムーズに進んでいたのかどうか伺いたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 当初、契約段階では未計上であったと申し上げましたが、計画そのものは当初からございました。ただ、先ほど申しましたように、当初発注時において設計がまだ未了であったために計上できなかったということございまして、決して地元との調整がついていないとか、あるいは地元からの要望を受けて今回追加したというものではございません。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 40ページ、1点だけ伺いたいと思います。

工事の変更があったわけですが、そこで各項目に出ている経費案分による増額ってあるんですが、それに関して伺いたいと思います。必ず工事が、減額になる工事でも増額になる工事でも、案分すると増額になるのか。普通少なくなるんだったら経費も、素人考えに、どういった工事だかあれなんですけれども、減ってもいいのかなと、そういう思いから、どのような経費をどのような形で案分したのか。私にもわかるような形で答弁いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今回、全ての漁港におきます一連の工事と申しますのは、防潮堤建設を中心といたしまして物揚げ場や船揚げ場などの漁港施設の整備あるいは水産関連用地や集落道などのいわゆる漁業集落機能強化整備、こういったものを複数の工事を1つの契約単位として実施しているところでございます。したがって、今回の契約変更では、例えば労務費とか資材費などの直接工事費は変わらなくとも、他の工事の直接工事費が変わることによって全体の間接工事費あるいは一般管理費等が変わることになります。それらを各工事に案分することで、今回それらによる増減を経費案分による増減と記してこの中で明記しているということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、答弁あったんですけれども、労務費、資材費、一般管理費の変更と

ということなのですが、これ当初の経費から見て変更になっての案分での増額というのは、ちょっと今の説明だと、労務費が上がったから案分したらその分人足かかったから高くなったとかっていうならわかるんですけども、一般管理費、資材費、労務費変わらないで、例えば先ほど言ったいろいろな工事のうちの何パーセントだから案分するとこれくらい上がったって、そういう答弁だったらわかるんですけども。そうじゃなければ、案分しなくてそのまま増額しなくても工事できるんじゃないかってそういう思いがあるものですから、再度伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 複数の工事の中で、直接工事費が変わるのは今回の場合ですと一番上の防潮堤、6141号の防潮堤、それから同じく6141号の水門・陸閘、そして一番下の臨港道路、この3つが直接工事費で額が変動するものでございます。それ以外は、いわゆる直接工事費においては変更要素はないわけですが、1つの契約単位にすると申し上げましたのは、各工事の直接工事費を合算して、それでもってその後の間接工事費あるいは一般管理費を計算していくことから、全体として見たときには、先ほど申しました3つの工事で直接工事費が変わることにより、全体の直接工事費も結果的に変わっていると。それに基づいていわゆる諸経費と言われるものが計算されてきますので、今度はまたそれを直接工事費に割り戻して、その割合でもって案分していきますので、それによって若干変動したということでございます。したがって、議員がご指摘のように、例えば諸経費については、今回変わる工事だけで書いてもいいんじゃないかと、そういうやり方もあろうかと思いますが、私どもといたしましては1つの契約単位の中で直接工事費の割合でもってそれら諸経費を案分するということから、そういう契約の仕方をしているということから、関係のない工事も額が変わるということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の説明でも、わかったようなわからないようなあいづなんですが、ちなみに、こういったときに参考資料として出す場合に、案分による増額とかっていうやつも増減のやつにスマートに表示して……参考資料としてできないのか、必ず案分して増額になったという、そういった方式でしかないのか。その点だけ伺って。この案分自体も、どのように案分するのか。例えば……（「内容だな、案分の説明」の声あり）ということです。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ざっくばらんに申し上げまして、今回数カ所の工事を1カ所にした

ことによって、実は何がメリットがあったかという点、先ほど参事が申したとおり間接工事費が安く収まるということが一つのメリットでございます。例えば、直接工事費が1億円の場合と2億円の場合では、間接工事費の率違ってきます。高くなれば率がどんどん下がっていきますので、40ページの表をよく見ていただきたいんですが、まずもってこの工事の中には土木工事費と工場で製作する製作費、2つに分かれます。今回、土木工事費が3,700万円ほど減少になってございますので、土木工事費の間接工事費の率が高くなります。同じ工事をするんですけれども、土木工事費と工場製作の率が考え方が違うものですからここだけは一緒にできないんですね。ただ、総額では一緒なので、土木工事費が1億円で工場製作が5,000万円であれば1億5,000万円の該当する土木工事の率を採用します。本来であれば1億円なんですけれども。今回、土木工事の分が減りましたので、全体として土木工事の率だけは上がる方向で行きますので、漁集それからそれ以下の部分については全て土木工事費でございますので、土木工事の持ち分の率がどんどん上がっていくということなので、当然経費も上がるということになります。なので、やる工事は何ら変わらないんですが、経費の率だけが上がる分どうしても影響が出てしまうということなので、通常はあり得ないんですが、こういうふうに工事を合算した場合はどうしてもその部分の率の影響を全ての工事が受けるということでご理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今ので大体わかったんですけども、それだったら土木工事と製作工事の案分をあらわすのが筋ではないかと思うんですけども。伺っております。

○議長（三浦清人君） 技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今、建設課長がご説明申しましたとおり、土木工事といわゆる機械設備とは積算体系が異なっておりますので、案分はいたしておりません。それぞれ単独で積算しております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第62号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第63号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第63号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第63号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年度ばなな漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第63号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料44ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度ばなな港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町歌津ばなな漁港内です。

43ページに、主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6139号、防潮堤の陸閘3基をそれぞれスライド式からフラップ式ゲートに変更することにより、その製作、据えつけ費が1億7,738万8,000円の増額です。また、ゲート形式の変更に伴い陸閘取り付け部の構造が変わることにより、中山地区防潮堤について546万1,000円の増額、馬場地区防潮堤について219万1,000円の増額です。なお、名足地区防潮堤については、陸閘取り付け部も含め防潮堤本体の構造の見直しを行っているため、次回変更計上する予定です。

以上、合計1億8,646万7,000円の増額です。

45ページは、ばなな漁港の平面図です。それぞれの陸閘の位置等をご確認願います。

以上で、細部説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1億8,000万円の増額ですけれども、これも途中の追加なんですけれども、果たしてこれは地元の人たちとのコンセンサスを得てこのゲートをやっているのか。このくらいの額をかけて変更するっていう、しなきゃならないということは住民とのコンセンサスは得られているのか。それとまた、ここの45ページの図面からいきますと、中山船揚げ場からグリーンの色づけになっている道路だと思うんですけどもね、乗り越し道路とあるんですけども、現在の曲がった道路、県道が乗り越し道路になっていくのか、そこを指すのか、この辺のご説明をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 各漁港、これまでのいわゆる横引きゲートからフラップ式ゲートに、フラップ式ゲートにつきましてはかつてご説明申し上げましたとおり、海面の上昇に伴って自動でゲートが起伏するということでございます。したがって、人の手を介さずにゲートを閉めることができる、あるいはまた開けることができるということで、いわゆる住民の皆様、あるいはこれまでは水防団、消防団の皆さんにゲートの開閉をお願いしていたところもございますが、そういった手を離れるということから、安全・安心の確保ということで地元の皆様にも広く受け入れられているところでございます。

それから、緑の乗り越し道路、これにつきましては、この中山防潮堤、ちょうど中央部で折れ曲がっておりますが、ここには山が防潮堤に接近してきておりまして、防潮堤でいきますと右側に侵入していく道路を確保するためにこの乗り越し道路を設けるものでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 地元の人たちと相談してということなのでわかりました。もう一点は、乗り越し道路、技術参事はわからないと思うんですけども、ここ通称シラヤマっていう山があるんですけども、そこの取りつけだと思うんですけども、乗り越し道路っていうとどうも高いところに、防潮堤と同じく乗り越して、シラヤマという山につながっていくイメージが湧くんですけども、今、あそこの道路がくねくねと大きく曲がっているんですけども、あれが真っすぐ、船揚げ場はできてもそこの乗り越し道路の海岸側は今工事中なんですけれども、あれがいつの完成で、それと合わせてその道路も一緒にできていくのか。その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今ご指摘の、シラヤマに上がっていく道路というのは、これはたしかシラヤマには幾つかのほこら、社があったと思いますが、それへのア

クセス道路というわけではございません、今回整備するのは。先ほども申しましたとおり、その山を越えて、防潮堤の右半分のほうへアクセスするための道路ということになります。

それと、もう一点……（「いつできるのか」の声あり）現在、中山防潮堤、ばなな漁港におきましては先行して整備を進めておりますところですが、そうですね、おおむねまだ1年余り防潮堤の工事にはかかろうかと思えます。それにあわせて、当然のことながらこの道路も整備していくということになります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第63号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第64号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第64号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

局長、朗読。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第64号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年度松原公園災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、議案第64号工事請負変更契約の締結について、細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の46ページをごらんください。

工事名は、平成29年度松原公園災害復旧等工事。

契約の相手方は、秋田県秋田市に本社を置くむつみ造園土木株式会社。

今般、既設の契約金額から472万9,320円を減額するものでございます。工事費の精算を行うというものでございます。

今回の変更の概要に関しましてご説明申し上げます。

議案関係参考資料の49ページをごらんください。

黄色で着色したエリアに関する工事を、減工、減額するものでございます。エリアの面積は、3,135平米、減工する主な工種の内訳といたしましては、種子吹付工2,721平米、園路アスファルト舗装工240平米、インターロッキング舗装工174平米、照明灯設置工2基といった工事を減じるというものでございます。

ご承知のとおり、このエリアには現在助作浄水場がございます。この浄水場の撤去工事につきましては、戸倉地区に建設をいたしました新浄水場から志津川市街地への通水を確認した後に実施をするというものでございまして、その後において区画整理事業によりまして当該地の大型土のうの撤去及び盛り土工事を行い、さらにその後に松原公園災害復旧工事として先ほど申し上げました種子吹付工や舗装工などを実施するというのが流れでございます。

本年3月、上下水道事業所から新浄水場のろ過機設置工事等の影響で助作の浄水場の施設撤去工事の完了は本年の11月末あるいは12月ごろの見込みになるという旨の報告を当課で受けまして、当課といたしましてこの予定しております黄色で着色した工事の箇所の工事の本年度内の完了が可能かどうかを検討した結果、現実的に困難であるという判断をいたしまして、この箇所の工事を減工することにつきまして、本年4月、補助金を所管する国交省及び宮城県と協議を重ねた上で請負業者と減工に関する変更協議を行いその協議がまとまりましたことから、本日変更契約の議案を提案するに至ったというものでございます。なお、この箇所以外の松原公園災害復旧工事につきましては、今月末までに完成する見通しであります。また、この箇所の工事、残工事につきましては、今後上下水道事業所において行う助作の撤去工事と調整を密に行いまして、現在の見通しですと令和2年度に速やかに実施をいたしたいと考えております。

47ページには仮契約書の写し、48ページには平面図、位置図等を添付してございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 参考資料の49ページの黄色で色づけされているところ以外は、今月末までに完成ということで今説明があったかと思いますが、実際町民の方がこれらの施設を利用できるのはいつからという考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 5月31日までにと、黄色の箇所以外はということでございます。ただ、今後、野球場の外野の芝生そして陸上競技場の内側の芝生の養生期間が一定程度必要だろうということがありますので、その主要施設2施設の供用開始につきましては、内部で秋、できれば9月ごろには使わせたいというのが考えとしてあります。あと、もう一つ、遊具広場がございます。遊具広場につきましては、芝の養生等々はないということでございますので可及的速やかには思っておりますが、公園が区画道路に隣接しておるということで、一般車両が、区画道路を通る車両と公園の間に衝突荷重に耐えられるガードレールを設置しようということで考えております。それが、6月から7月にかけて区画道路の道路事業として設置をするということでございますので、いずれにしても主要施設、陸上競技場と野球場につきましては9月くらい、あと遊具とかの広場につきましてはできれば7月に入りましたらその部分だけでも早く供用したいと考えております。以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 資料の49ページ、黄色の色づけの部分が変更で残すということなんですけれども、この472万9,320円、これは次にやるときこの数字に、また同じ額でいくのか、それともまたこの残った……今負っている人たちがまた随契でやると思うんです、残っている部分ですので、そうした場合この金額が新たにどの程度変わってくるのか、変わらないのか、その辺、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 当該請負業者との契約につきましてはこれで終了と。残工事の部分でございますけれども、これにつきましてはまた別途予算を町で歳入歳出予算をとりまして、その後別途入札等の手続を経て発注をするという流れになります。そのときに、この金額と全く同じ金額なのかというご質問でございますけれども、再度積算をしますと、先ほどもありましたけれども工事費が小さくなりますと諸経費の率とかも総体的に変わってきますので、そういった部分とかを加味した上で再度積算をして発注をする考えでございます。加えて申せば、このエリアに、イメージパースを見ていただくと何となくイメージできると思うんですけれども、できれば植栽を考えておりますので、そういった部分の植栽の費用と

かも加味した上で再度このエリアの工事を新年度において発注をしたいと考えております。
以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、四百七十何がしが減額になるけれども、再度これをやっていくには植栽もしなきゃならないのでふえるだろうという認識で構わないですね。わかりました。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私も、前議員のあれでお聞きしたいんですけども、これ四百何万の減ということは、もともとこの部分というのはどれくらいの見積もりだったのか。それとも工事している間に何等かの経費がかかって今回四百何万だけの減額になったのか、その点もう少し詳しく伺いたいと思います。ちなみに、次、工事するとき、当然四百何万でできないと思うんですけども、それに近い金額でできるのかどうか、その点だけ伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 後段からですけども、当然年度が変わりますと資材の単価あるいは労務単価が変動する可能性があるんで、現実的に全くぴったりにイコールとはならないというのはご理解いただけるのかなと思います。ちなみに、今回の減額した中には、当然直工だけではなくていわゆる諸経費ですね、その分も含めて減額をしております。先ほど、漁港の質問でもございましたが、直接工事費が高ければ諸経费率というのは小さい、発注金額の直接工事が総体的に小さければ諸経费率が高くなるという分もございますので、今回、2億何がしということで諸経费率も率計上、計算して発注してございますので、そういった観点からも1000万円弱とかいう工事に、多分新年度なろうかと思うんですけども、その場合は諸経費は高くなっていくということなので、及川議員の質問にも答えましたけれども、金額としては472万9,320円よりは上がるだろうと答弁したまででございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第64号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これもちまして令和元年第4回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時08分 閉会